

## 「労働安全衛生法における胸部エックス線検査等のあり方検討会」報告書概要

### 【雇入時健康診断における胸部エックス線検査】

- ・従来通り実施することとする。

### 【海外派遣労働者に対する健康診断における胸部エックス線検査】

- ・海外派遣労働者に対する胸部エックス線検査は、海外に派遣する際および帰国後の労働者の健康管理等のため有用であるため、従来通り実施することとする。

### 【結核健康診断における胸部エックス線検査】

- ・改正結核予防法では、定期健康診断等において、結核発病のおそれがあると診断された者に6ヶ月後の胸部エックス線検査等の実施を事業者に義務づけていた規定を、医療機関への受診を前提として当該規定が廃止されたため、労働安全衛生法においても同趣旨の検査を廃止する。

### 【じん肺法に基づく健康診断における胸部エックス線検査】

- ・じん肺に関する胸部エックス線検査は、現在検討中の定期健康診断の胸部エックス線検査の見直し内容にかかわらず、現行どおり毎年実施することとする。

### 【特定業務従事者の健康診断における胸部エックス線検査】

- ・特定業務の中には、土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務、坑内における業務等もあり、定期健康診断の対象を見直す場合にあっては、特定業務従事者の健康診断については、従来通り年齢を問わず実施する。

### 【定期健康診断における胸部エックス線検査】

- 1) 40歳以上を対象とする。
- 2) 40歳未満は、医師の判断により省略可。(有所見者等については省略不可。)
  - ※ 労働安全衛生法における胸部エックス線検査では、職場環境（受動喫煙等）等が関与する肺がんの問題、結核や他の呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患：COPD等）、循環器疾患についても、中高年の発症頻度が高いまたは高くなってきていることから、40歳以上に呼吸器疾患等の一般的なスクリーニング検査として胸部エックス線検査を実施することとする。
  - ※ 省略不可の対象者については、有所見者の範囲、結核予防法に規定するハイリスクな事業所の従事者等、職場環境（受動喫煙等）の問題等も念頭におき、下記有効性等とあわせて評価を行うこととする。
- 3) ただし、40歳になるまでは、雇入れ時健診の後、5歳ごとを目途に節目健診を行う。
- 4) 見直しの実施については、
  - ア 定期健康診断として胸部エックス線検査が定着しており、今回の見直しは現在の健康診断制度の大きな変更であるため、労働者に対し、健康確保に対する不安が生じないように配慮する必要があること
  - イ 胸部エックス線検査による健康診断については、国内外で種々の評価があるため、胸部エックス線検査の労働者の健康管理に対する有効性を評価する必要があること等から、本検討会のとりまとめ結果を明確に裏付けるエビデンスを今後さらに得る必要があり、科学的なデータを収集したうえでとりまとめの内容を実施すべきという意見があった。そのため、実施にあたっては調査・研究を行い、必要な関係規則の見直しを行うことが適当である。